

上越市創業スタートアップ支援補助金

人口減少の緩和や持続可能な市内経済の構築のため、創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、市内での創業に係る必要な経費の一部を支援します。

制度概要

【1】対象者（次のいずれも満たす方）

- ・市内に居住し、かつ市内に主たる事務所又は事業所を置く中小企業者等としてこれから創業を行う方
- ・令和4年度以降の創業塾を修了した方（令和8年度の修了見込みの方も対象）ただし、創業塾が受講できない場合は、上越商工会議所・市内商工会にて個別相談指導を受けた場合も対象となります。

※個人事業主の場合は開業届の提出前、法人の場合は法人設立前(登記前)に申請が必要です。

※この他にも交付に必要な要件があります。詳しくは市HPをご確認ください。

【2】補助率等

通常枠 1/2（上限50万円）

UIJターン女性活躍推進枠 2/3（上限66.6万円）

※満18歳の年齢到達日以降に2年以上にわたり市外(妙高市、糸魚川市、柏崎市、十日町市を除く。)に住所を有しており、本市に転入して5年以内の女性が申請者となる場合。

【3】補助対象経費

以下に定める費用（令和9年2月26日までに支払いを完了するものに限る）

※他の補助金を併用する場合は、補助対象経費が重複しないことに注意ください。

対象事業	対象経費
事業拠点開設事業	(1) 備品購入費及び設備工事費 (2) 事務所又は事業所の増改築費 (3) 次の賃借料（事務所又は事業所の不動産や設備の借上げ） (4) 光熱水費(事務所兼居宅の場合を除く) (5) 法人登記費用 など
スタートアップ促進事業	(1) 広告宣伝費 (2) 通信運搬費 など

【4】その他

予算が上限に達し次第募集終了となります。

制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

トップページ>入札・産業>産業振興>事業者向けの情報>上越市創業スタートアップ支援補助金

お問合せ先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係 025-520-5729

